

揺れる英米刑事陪審 (1)

—陪審員によるインターネット不正使用と公正な裁判

河 辺 幸 雄

目 次

- 一 はじめに
- 二 英国陪審とインターネット
 - 1 2010 年司法省リサーチ
 - 2 具体的事例
 - i 2011 年 Joanne Frail 事件
 - ii 2012 年 Dallas 事件
 - iii 2013 年 Davey/Beard 事件
 - 3 三事件の小総括
 - i 陪審員インターネット不正使用の犯罪制定法化の胎動
 - ii 陪審員インターネット不正使用犯罪に対する厳罰化の実行
 - 4 2013 年英国法律委員会による提言
 - i 提言事項
 - ii 提言理由
 - iii 提言に伴う論争点
 - 5 2015 年刑事司法および裁判所法の成立内容
 - i 69 条 (陪審員と電子通信機器)
 - ii 71 条 (陪審員による調査)
 - iii 72 条 (陪審員間での調査の伝達)
 - iv 73 条 (その他禁止行為に対する違反)
 - v 74 条 (陪審評議の暴露)
 - vi 77 条 (コモンローの残存)
 - 6 まとめと考察
 - i 英国陪審評議の秘密に対する視座の転換
 - ii 英国陪審における今後の展望 (アカデミックリサーチに関連して)

(以上本号)
- 三 米国陪審とインターネット

(以下 2・完)

一 はじめに

英国首席裁判官 (The Lord Chief Justice, Lord Judge) が「インターネットは陪審システムを減ぼすのであろうか」と発言した。(本稿で英国とは、England と Wales を指す) 英国 BBC ニュースがそのことを報じたのは 2010 年 11 月 19 日のことであった⁽¹⁾。それから約 5 年が経過した 2015 年 6 月 23 日、米国シカゴ・セントローレビュは「今多くの陪審国は、陪審員のインターネットを通しての不適切な調査や議論という不正行為の防止に苦闘している」とする論文を掲載した⁽²⁾。

英国首席裁判官は「陪審が、公正な裁判のためのシステムとして生き残れるためには、陪審員によるインターネットの不正使用をやめさせなければならない」と発言するとともに次のように詳細を述べた。「何人かの陪審員が、レイブ事件のリサーチのためにインターネットを使用した。今年 (2010 年) のはじめに、マンチェスター裁判所裁判官は、陪審を解散し、裁判をやりなおした。それはひとりの陪審員が、フェイスブックを通して評議の秘密を暴露するとともに『本当に、被告人がしたのだろうか』と問いかけたからである。その陪審員に書き込みを通して有罪へのプレッシャーをかけることを試みることは、実に簡単なことであった。このようなことへの対処がなされなければ、陪審員によるインターネットの不正使用は、法廷に提出された証拠に依拠する陪審システムに対しての脅威となる。裁判官は陪審員に事件に関するリサーチのためにインターネットを使用しないように強く警告するとともに、陪審員が評議をするのに十分な事件の詳細を伝えるべきである。また裁判官の説示に反してインターネットを使用した場合には法廷侮辱罪で処罰されることを通告すべきである。そして裁判所の建物内から外部へのメール送信を一般的に禁止すべきである。」と提言し⁽³⁾、その提言理由を述べた。「すべての被告人は、公正で偏見のない裁判を受ける権利を有する。公正な陪審では、法廷で示された証拠によってのみ事件の決定がなされなければならない

い。外部情報に頼ることは許されない。現在の証拠方法は、数百年をかけて発展を遂げてきた。陪審員によって聞かれる事実は、双方当事者の尋問や異議申し立てを経ていなければならない。陪審員が、独自に事実を発掘し外部から情報を取得することは許されない。そのような外部情報は、証拠目的の観点より裁判から排除されているからである⁽⁴⁾。英国首席裁判官のこれらの意見から、陪審員のインターネットによる外部情報検索、評議の暴露、それが引き金となった第三者との意見交換、のそれぞれが公正な裁判に与える侵害の論点は明らかである。陪審員の裁判中の外部接触という側面において伝統的な問題であるとともに、インターネット使用という一瞬の内に世界を駆け巡る伝播力とワンクリックであらゆる情報にアクセスできる利便性という側面において未曾有の論点である。

シカゴ・ケントローレビュー掲載の論文は、その結論部分で、この問題の解決のためには諸国が解決方法を互いに学びあいながら進んでいく必要がある、と訴えている。「今日に至るも、この多方面にわたる論点を含む問題を完全に解決した国はない。しかしながら国々が、この問題をお互いに学びあい実践していくことは可能である。陪審員に厳罰を科することによる抑止効果を期待する国は、陪審員に重罰を科するという方針で臨んだ英国陪審の立法と実践を研究することができる。同様に、陪審員の不正行為に対して、陪審説示の改良が最も優れた方法であるとする諸国においては、アカデミックリサーチを通して幾重にも改良された米国の陪審説示が研究されるべきである⁽⁵⁾。」

本稿では、2010 年から 2015 年までの英国におけるコモンロー法廷侮辱から制定法化への軌跡を検討する。続いて、米国がアカデミックリサーチに基づいて陪審員によるインターネット不正使用の原因を分析し、陪審説示を改良していく歩みを辿る。刑事法制定法化と厳罰実行によって、新技術時代の中で陪審の公正を守ろうとする英国に対して、インターネットといえども、新聞、ラジオ、テレビという過去の技術革新の一連の流れの中の一局面であ

るとの認識に立ち、陪審員に対する説示によって、公正な裁判の維持に立ち向かう米国の姿勢を学ぶことにより、両国のインターネット時代における市民司法参加の営みを比較法的に考察する。

二 英国陪審とインターネット

2010年の英国首席裁判官の陪審の存亡に対する困惑の背景を、同年の司法省リサーチに見ることができる。さらに同裁判官が危惧したように、その後2011年から2013年にかけて、英国陪審を揺るがす事件が発生した。裁判官は、陪審員に対する処罰について、原則拘禁実刑とする厳罰化を宣言した。2013年の暮れには、英国法律委員会（The Law Commission）から、陪審員のインターネット不正使用に対して、コモンローから制定法化への道が提言された。2014年には英米国を含む計5カ国の大法官がロンドンに集合して陪審員によるインターネット不正使用防止策が協議された。上記英国法律委員会の提言に沿う内容の刑事立法がなされたのは、2015年であった。陪審員によるインターネット不正使用の犯罪要件の明確化を図る制定法化が実現した。以下時系列にしたがってその経過を検討する。

1 2010年司法省リサーチ⁽⁶⁾

上記首席裁判官が発言した2010年の時代背景を示すものに英国司法省の囑託を受けた研究機関のおこなったリサーチがある。もともと人種差別の観点から陪審裁判の評決過程の公正性についておこなわれたものであるが、その最終項目で陪審員のインターネット不正使用の問題が取り上げられている。リサーチは、ロンドンを含む3箇所の地域の裁判所を対象とした62事件の中から668人の陪審員が参加した。対象事件には長期有名事件と審理期間が2週間以内の通常事件の両者が含まれている⁽⁷⁾。リサーチが指摘する調査結果は、長期有名事件では26%の、通常事件では13%の、それぞれの陪審員が、事件に関するなんらかの情報をインターネットを通して得ていたことが示さ

れており、さらにその傾向は、一般的に推測されるような年代層 (20 歳代) に集中しているのではなく、あらゆる年代層の陪審員がインターネット不正使用に関与していることがうかがわれる。長期有名事件では 68%、通常事件では 81%、のものが 30 歳以上であった⁽⁸⁾。陪審員が事件のためにインターネットを使用する理由については、担当事件の裁判手続きと内容についてさらにもっと知りたいためであることを指摘している。対策として、担当裁判官は、陪審員が事件をより理解するために最大限の努力をすべきであると提言する⁽⁹⁾。

リサーチは、インターネットの陪審事件に与える影響について述べている。「必要に応じて 24 時間いつでもニュースを見ることができるインターネットにより陪審システムは新しい問題を抱え込んでいる。陪審員就任の宣誓時に、裁判官は、担当事件については外部に情報を捜し求めることのないように説示する。陪審員が評議をおこなうときも、裁判官は、評議日毎に陪審員に対して、事件について独自に調査することのないように説示する。しかしそれにもかかわらず、2008 年にはすでに英国陪審において違反事件が発生している。何人かの陪審員が、インターネットの不正使用により陪審員を解任された⁽¹⁰⁾」。

リサーチでは、陪審員が、裁判中にインターネットを使用したかどうかについてしか質問されていない。本来であれば、さらに質問されなければならない事項があることを同リサーチは認めている。「陪審員は、裁判に関してインターネットを使用してはならないことを認識、理解していたか。陪審員は、何のために、どのような方法で、インターネットを使用したのか。陪審員は、被告人に関する情報をただ検索しただけなのか。評議に現れた法律用語の意味や法律そのものの意味について、また評議で問題になった証拠の解釈について、インターネットで調査したのか。それとも被告人の前科や過去のうわさについての情報を調べようとしたのか。さらに裁判官や、弁護士、証人の人物経歴を調べようとしたのか。または、ソーシャルネットワーキングで事

件についての意見を述べそれに対する議論を求め、そして現実に議論したのか。調査によって得られた情報は、評議の中での意見発表や投票に影響を与えたか」などの本来ならされるべき重要な質問が多く残されていることを具体的に挙げる⁽¹¹⁾。

リサーチは、英国 1981 年法廷侮辱法第 8 条の制限内でしか施行できない。第 8 条は、陪審裁判中は当然のこと、裁判終了後も陪審員に対して終生にわたる評議の秘密保持義務を課している。さらに英国陪審システムには、評議の秘密に関するコモンローである「後で問われないことこそ陪審の本質」「暴露するものは嫌われる」という広範な原理がその基底に横たわる。英国陪審では、評議を中心に裁判全過程で、実質的なアカデミックリサーチを行うことは、ほぼ不可能であるとされている。同リサーチでは、陪審員に対して、インターネットを使用したか、という質問が許されたことに対して、執筆者代表の Cheryl Thomas が述べた感謝の言葉がその実情を物語る。「陪審に関するリサーチでは、評議の秘密の保護についての懸念が付きまとう。このことについて便宜を提供された裁判所関係当局に厚く感謝する⁽¹²⁾。」後の 2013 年英国法律委員会は、アカデミックリサーチが可能となるためには、1981 年法廷侮辱法第 8 条が改正され、評議の秘密の一部が解除される例外規定が制定されるべきであると提言するに至った。

2 具体的事例

英国における 2011 年から 2013 年の間の陪審員インターネット不正使用事件を検討する。それぞれの行為態様が、検索だけなのか、感想や意見表明なのか、又ソーシャルメディア上での第三者との意見交換なのか、そしてそれらは評議の秘密暴露を伴っていたのか。それに対して、コモンロー法廷侮辱が適用されたのか、それとも制定法 1981 年法廷侮辱法第 8 条が適用されたのか。科せられた刑罰は、罰金刑か拘禁刑か、実刑か宣告猶予か。以下に述べる英国三件の足跡は、調査と暴露の二個の行為態様を、陪審員外部不正接触

という上位概念で統合される 2015 年刑事立法へと結実していく。

i 2011 年 Joanne Frail 事件

イ 2011 年陪審員の Joanne Frail は、担当陪審事件の被告人の一人であった Sewart とフェイスブックを通してメッセージを交換したことで 8 ヶ月の拘禁刑実刑を科せられた。本事件は、英国で陪審員がインターネット不正使用で起訴された初めての事件である⁽¹³⁾。Joanne Frail は、マンチェスターの裁判所でおこなわれた薬物裁判の陪審員をつとめた。その事件では、Sewart を含む数人の被告人がいた。裁判の冒頭に、裁判官は、陪審員に対して「本事件に関連してインターネットを使ってはならない。陪審員は、法廷で聞いたことだけに基づいて事件に対する自分自身の結論を出さなければならない」と明確な説示を与えた。

Sewart は、薬物陪審裁判で、結果として無罪になった。しかし他の被告人に対する裁判は係属していた。Frail は、引き続き残りの被告人の陪審を担当していた。Sewart が無罪判決を受けた翌日、Frail は偽名を用いて Sewart のフェイスブックに連絡をとり、二人は 36 分間にわたりインターネットスラングを多用しながらメッセージを交換した。Frail は、Sewart が無罪になったことを喜んでいることと、評議中ずっと Sewart の味方だったことを伝えた。Sewart は、他の被告人についてはどのようにしているのかと聞いた。それに対して Frail は、残っている被告人に関する評議について情報を伝えた。その内容は、評議室での議論、陪審員の構成、などにまで及んだ。「他の審理はどのようになっていますか」という Sewart の問いに対して「陪審員は言い争っています。残りの被告人は無罪の模様です。」と Frail は答えた。Sewart は「このメッセージはすべて削除します。安心してください。」と言ったが、翌日 Sewart は、Frail との会話について、自己のソリシターに告白した。裁判官は Frail を解任し、残りの陪審員を含めた構成で再び裁判がおこなわれた。Frail と Sewart は 1981 年法廷侮辱法第 8 条違反で有罪となった。Frail には、評議の秘密の暴露が、Sewart には、評議の秘密の暴露に対するそそのかしが、それぞれ適

用された。

ロ 上記判決理由の para29, 30, 33, 34 を検討することにより、陪審員とインターネット不正使用が、陪審システムをどのようにして脅かしているかが理解できる⁽¹⁴⁾。

(para29) - もし陪審員が、彼らが関与する裁判の論点について、彼ら自身が調査をすることになれば、この国の刑事裁判の遂行になくてはならない陪審システムは、深刻なほどにその基礎を掘り崩されるとともに、同システムの社会的信頼が揺らぐことになる。陪審評議、つまるところその評決は、法廷に現れた証拠のみに基づいてなされなければならない。コミュニケーション方法の変革といえどもこの原理を変えることはできない。それゆえ問題はインターネットにあるのではない。この潜在的な問題は、公正な裁判に対する全市民の権利を支える原理、それは長きに渡って確立されてきたものであるが、その原理を蔑ろにしようとする陪審員の行動に起因する。

(para30) - インターネット（あるいは他の現代情報機器）によってもたらされる情報は、証拠ではない。陪審員が、インターネットを通してその情報による影響という危険に身を晒すことは、正義が要求するところの、評決に影響を与える事項（特に自らに不利益な事象）を被告人は知り対応し返答することができなければならないという長年の確信に反する。

(paras33) - 1981年法廷侮辱法第8条の制度趣旨は、陪審システムのためのもう一つの良く理解された原理の反映である。それは、陪審のすべての構成員は、陪審評議過程において、最も率直明快に自分の意見を表明する権利が与えられている、という原理である。陪審が評決に向かう評議過程で話されるすべては、陪審の構成員に対して秘密のままでなければならないということを基盤にして進んでいく。またそれらは陪審にとって秘密のままであり、又陪審員が秘密であることを知っているからこそ、陪審員の見解や意見はいつでも変更可能なのである。

(para34) - 1981年法廷侮辱法第8条の犯罪は、陪審評議についての情報

を要請した、いかなる人にも、裁判中もしくは評決後のいずれの時点にも適用される⁽²²⁾。

以上が判決理由の要旨である。評決の生成過程である評議についての二つの陪審原理、即ち法廷に現れた証拠のみに基づき、陪審員の自由で率直な評議過程を経て評決に至るという原理は、公正な陪審にとって不可欠であると説く。

ハ 判決は、Frail に拘禁 8 ヶ月の実刑、Sewart に、拘禁 2 ヶ月・執行猶予 2 年をそれぞれ言い渡した⁽¹⁷⁾。裁判所は、拘禁刑を選択し、しかも元陪審員 Frail には実刑を科した。そのことについて、次のように述べた。「陪審員は、法廷に提出された証拠のみに基づき、各陪審員自身の人生における経験と、各人のコモンセンスを用いて、結論を出さなければならない。新聞の閲覧、家族友人との対話を手段としてはならず、その禁止されるべき態様は、インターネットの局面においても同様である」「本件審理が開始された日、裁判官は、陪審員に対して、インターネットを使用してはならないという明確な指示を与えた。この指示は、審理の期間中しばしば繰り返された。インターネットは、コミュニケーションの現代科学技術における最新式手段として急激なスピードで進化し続けている。しかしわれわれはここで断固明らかにしておかなければならないことがある。もしわれわれが日常生活や日常業務において、反復継続する仕方インターネットを利用するとしても、陪審員が、彼らが関与するところの裁判に関して、彼ら自身の疑問を、インターネットを利用して処理するとすれば、この国の刑事司法の執行にとって、かけがえない貴重なものとわれわれが認識するところの陪審システムは、深刻なほどの衰えを見せるであろう。そしてさらには陪審がよってたつところの国民からの信頼に動揺を与えるに違いない。コミュニケーション方法の革命といえども陪審制にとっての本質的な原理である評議の秘密に対していささかの変更も加えることはできない。それゆえ問題は、インターネットにあるので

はなく、陪審員の側にある。公正な裁判に対する権利を掘り崩すものは、長きにわたって築きあげられてきた原理を無視しようとする陪審員である。陪審員側には常に評議の秘密の原理を無視しようとする動機が潜在的に潜んでいる。」「陪審員のインターネット不正使用による評議の秘密暴露は、1981年法廷侮辱法第8条に違反し、その事情のいかんにかかわらずもっとも危険のはらんだ不品行な侮辱である。拘禁刑の選択は、まこと不可避である。この判決は、陪審による裁判の尊厳が将来にわたって不滅であることを確実にする決意を込めて言い渡されるものである。」

ニ 陪審員のインターネット不正使用行為に対して拘禁刑実刑で臨む裁判所の一罰百戒の姿勢は、学界の代表的意見、例えば、以下のような言説によって支持されている。「Frail が、インターネット使用の理由で侮辱罪の適用を受けたことは、陪審原理の具体化である 1981 年法廷侮辱法第 8 条の威厳を示すものとして意義深い。陪審員独自のネット調査をしてはならないという裁判官の明確な命令に違反した陪審員は、拘禁刑を含む刑罰に処される責任がある。Frail 事件の結果が示すように、裁判官は、自ら発する命令に違反すれば裁判を通して刑罰を受けることを陪審員に警告すべきである。反撃の機会を与えない証拠に基づいて、被告人を裁判することは、何故公正でないのかについて、説明する明快な説示およびそれに基づく命令は、陪審員にとって充分容易に理解されることである。陪審員によるインターネット不正使用は、露見する機会に乏しいとはいえ、彼らがおこなったことが公に晒されることによって、陪審員は、関係者に迷惑をかけることのないように身を慎むことになるであろう。」しかし一罰百戒のための厳罰化の効果を期待する裁判所ならびにそれを支持するアカデミアの予測にもかかわらず、インターネット不正使用犯罪は、その後も英国陪審システムを揺るがし続けた。

ii 2012 年 Dallas 事件⁽¹⁵⁾

2012 年、陪審員の Theodora Dallas は、被告人についてインターネットで調査をおこない、他の陪審員にその情報を伝えたことで 6 ヶ月の拘禁実刑判決

を受けた。裁判官は次のように述べた。「Dallas は、陪審員独自でいかなる調査もしてはならず、陪審員としてのその旨の宣誓に反してはならないという裁判官の明確な命令を無視した。裁判遂行に与えた損傷は明白である。陪審員によるインターネット不正使用は、常に最も深刻な不品行であるがゆえに、結果として拘禁判決は、まこと避けがたい。」

Dallas は、裁判中に事件についてインターネットで調査し、その結果を他の同僚陪審員の前で発言した。何人かの同僚陪審員が、その行為に抗議し、そのうちの一人が、法廷吏員に訴えた。その結果、陪審員 Dallas は解任されるとともに、陪審は解散され、新たに構成された陪審で裁判がはじまった。一方 Dallas の行為は、大法官 (Lord Chancellor) に付託され、コモンロー法廷侮辱に問われた。同人は、インターネットで、事件に関して「重大な身体的危害 (grievous bodily harm)」の意味を調べたとき、被告人に関するオンラインニュース記事を目にした。Dallas が目にしたのは被告人の前科に関する情報であった。

イ Dallas は、ギリシャに生まれ 1996 年から英国にすんでいたが、故意による重傷害事件の陪審員を務めた。陪審員たちは、陪審員の責任についてのビデオを見せられ、被告人 Medlock 事件についてインターネットでリサーチすることは許されないと告げられた。陪審員室には、その告知に違反をした場合には、法廷侮辱に問われるとの掲示があった。しかし Dallas は、裁判中に事件についてインターネットで検索をした。Dallas は、法廷侮辱の裁判で、自らの抗弁として次のように主張した。「陪審員に与えられた警告を充分には理解できなかった。英語が母語ではなく、したがって裁判官が、インターネットでリサーチしてはならないと言っているのがまったくわからなかった」。しかし Dallas には、有罪判決が下された。裁判官は、次のように述べた。「裁判官は、被告人 Dallas および他の陪審員に対して、明確な言葉で、陪審員は審理中の事件についての情報をインターネットで得ようとしてはならないことを説示した。第一に、被告人はそれを完全に理解していた。第二に、これ

が命令であることを被告人は正しく認識していた、第三に、被告人は、故意にこの命令に違反した。それらは疑う余地がない。被告人が検索をおこなった後、他の陪審員にその情報を伝えた。そのことは、ただ単に自己に正しい裁判遂行に対する偏見の危険を生じさせたにとどまらず、陪審員室に、現実にも偏見を引き起こした。その情報は、証拠として裁判に提示されていないにもかかわらず、評議での被告人の意見の一部を構成したからである。しかも被告人が、その情報を同僚陪審員に伝達したとき、被告人は、さらに裁判遂行に偏見をもたらした。結果、陪審は、評決を宣言する前に解散させられ、新しい裁判が命じられた。告訴人（陪審事件での被害者）は、再審理でつらい体験の証言を再びしなければならなかった。他の陪審員の時間は浪費され、社会は追加の不必要な出費を余儀なくさせられた。裁判遂行に与えた損傷は明白である。」

控訴審での判決確定の後、Dallas は欧州人権裁判所に提訴した（2012年 no.38395）。申し立ての根拠は、欧州人権条約第7条（法に基づかない処罰の禁止）違反であった。Dallas の具体的主張は、コモンロー法廷侮辱は、犯罪の定義について明確性に欠けるということであった。欧州人権裁判所判決は、2016年2月11日に言い渡された。判決は、Dallas の申し立てを棄却した。判決理由の要旨は次の通りである（30 - 資料11）。

ロ <判旨> 2016年2月11日欧州人権条約判決（Dallas v the United Kingdom）

欧州人権裁判所は、Dallas の申し立てに対して、欧州人権条約第7条に違反しない旨の判断を示した。「犯罪は、法によって明確に定義され、理解されやすく予知されやすいものでなければならない。判例の蓄積による刑法の漸次的な展開は、英国においては、法確信と法慣行によるものであった。条約第7条は、裁判官の解釈を通して刑事責任規範を漸次明確化することを排斥して読まれるべきではない。さらにそのことは、国内法の解釈についての問題は、その国家権力がまず解決すべきことである。裁判では、当事者間にお

いては、コモンロー法廷侮辱の適切な要件についての論争はなかった。要件は特に二つの要素の存在を求めている。裁判遂行に対する偏見を生じさせる具体的な危険行為であり、もう一つは、その具体的な危険行為の故意の存在である。英国第一審は、必要とされる危険性と故意についてより緩やかな要件を適用したという Dallas の主張を退けた。英国第一審は、Dallas は偏見について具体的な危険を生じさせ、さらに、担当裁判官の命令に反して、外部情報を意図的に評議室に持ち込んだことは、すべての陪審員にとって明らかであると判決した。そしてその結果裁判執行の管理に具体的な偏見に対する危険を生じさせたと認定された。Dallas 事件に適用された要件は、適切であった。裁判所による法生成作用は、合理的な制限の範囲にとどまっていた。そして本件判断は、裁判解釈を通してコモンロー法廷侮辱の漸次明確化の最終的段階に達していたと考えられる。法の展開は、犯罪の要素に合致し、予見可能であった。したがって第 7 条違反ではない⁽¹⁶⁾。』

ハ 欧州人権裁判所に係続中の、2013 年、英国法律委員会は、陪審員インターネット不正使用による調査行為の制定法化を提言した。その理由の一として、コモンロー法廷侮辱の犯罪成立要件の不明確性を挙げている。但し法的構成としては、欧州人権条約第 5 条（公正な裁判を受ける権利）に適合しないという懸念を表明した。Dallas 訴訟と法的構成の点で相違はあるが、その請求の基礎となる争点は同一であった。

iii 2013 年 Davey/Beard 事件⁽¹⁷⁾

2013 年、二名の陪審員が、コモンロー法廷侮辱で、それぞれ 2 ヶ月の拘禁実刑判決を受けた。21 歳の Davey は、フェイスブックにコメントを投稿し、29 歳の Beard は、インターネットで事件に関するリサーチをおこなった。両名は、高等法院に喚問され、そこで二名の裁判官から尋問を受け、その後有罪判決を言い渡された。

イ Davey は、担当事件の内容に驚愕し、フェイスブックにメッセージを掲載した。彼の投稿は、激しい言葉を含んでおり、その語調は、陪審被

告人に対する有罪の決定を暗示していると受け取られた。その言葉は、「小児性愛者の運命を裁く陪審員になるとは予期していなかった。私はこれまでいつも小児性愛者をめっちゃめっちゃにしたいと思っていた。」というものであった。Davey は、陪審員を解任された。結果的に、陪審被告人は、有罪の評決をうけた。Davey は高等法院で「刑事裁判所の裁判官による命令に違反していたとは思っていない」と主張した。しかし結局は、Davey は、フェイスブックで事件について議論したことはないが、インターネットを用いてはならないという裁判官の禁止命令に違反したことは認めざるを得なかった。判決は、「Davey のフェイスブックのメッセージによりその『友達』たちに、Davey は、その偏見を用いて評決決定したのであらうと思わせたことは明白である。そしてそのときの Davey の言葉遣いは、陪審員として使用するべきものではなかった」と述べた。

ロ Beard は、キングストン刑事裁判所に陪審のための喚問を受けた。彼が選任された裁判は、詐欺共謀事件とマネーロンダリング事件で、二ヶ月間続く予定であった。裁判が始まって5週間が経過したころ、次の事柄が、裁判所に察知された。「陪審員の一人の Sewell が、裁判所職員に、先日陪審員の一人 Beard と会話をしたと報告をした。さまざまな会話がなされたが、その中の一つに、この裁判ではどのくらいの数の証人の証言が予定されているのかという会話ががあった。Beard は、被害にあった投資家は 1800 名であると言った。Sewell は、自分が証拠を見逃したのではないかと心配になったので、Beard にどの証拠からその数字が出てきたのかと質問した。Beard は、グーグルに 1800 という数字が出ていた、と答えた。そのとき Sewell は『ダメだ。それを私に話さないでくれ。あなたは、それをすべきではなかった。私は、それについては聞きたくない』といった」。Beard は、担当の詐欺事件についてグーグルで検索し、本件詐欺事件の多くの被害者に関する特別な情報を取得しそれを同僚の陪審員に話をした。Beard の行動が明るみに出たとき5週間以上にわたる陪審は解散し、その後再度の審理によって詐欺被告人は有罪

判決を受けた。多額の裁判費用が浪費された。

Beard は、高等法院で、「裁判手続への妨害を引き起こす意図はなく、ただインターネットを検索しただけであった」と主張した。そして「そのようにしたのは、裁判が今後どのくらい続くのかを知りたかっただけである。裁判を引きずることによる仕事と家庭生活への影響を懸念していたからである」と付け加えた。しかし、裁判所は Beard に対して有罪を言い渡し、「裁判官が、陪審員に対して事件関連のインターネットとソーシャルメディアの使用を禁止する警告をしたことは証拠上明らかである」と述べた。そして裁判官は、この種事件において拘禁実刑判決は避けがたいと断じた。

ハ Davey と Beard に対する言い渡しの後、大法官は、事件の検索のためにインターネットを使用する陪審員は、司法の公正を掘り崩す、と発言し、それによって陪審事件の被告人は、証拠によるのではなく、法廷で議論されていない証拠能力のない資料に基づいて評決を受けることになる、と発言した。

3 三事件の小括

i 陪審員インターネット不正使用の犯罪制定法化への胎動

第一 Frail 事件は、インターネット使用に評議の秘密暴露を伴うもので 1981 年法廷侮辱法第 8 条の適用を受けた。第二 Dallas 事件は、事件に関するインターネット使用による陪審員の検索とその結果を他の同僚陪審員に伝達した事件であり、評議の秘密の暴露を伴わないもので、裁判官のインターネット使用禁止命令違反を理由とするコモンロー法廷侮辱の適用を受けた。また第三 Devey/Beard 事件は、Devey においては、裁判中の事件に関する印象をインターネット上で述べたもので、評議の秘密の暴露にまで至らないものとしてコモンロー法廷侮辱が適用された。Beard については、インターネット使用とそれにより得られた内容の他の同僚陪審員に対する伝達であり、評議の秘密の暴露を伴わないので、コモンロー法廷侮辱の適用を受けた。

これらの結果によれば、陪審員のインターネットによる不正行為態様には、調査目的、暴露目的およびその他の目的使用が存在することになる。個別事件の公正な裁判という原理に対しては、調査による外部情報取得が直接的侵害となる。一方評議の秘密保持という観点からは、暴露が評議の秘密原理を直接侵食する。しかしソーシャルメディアによる暴露の場合、暴露陪審員の意思にかかわらず、第三者からの書き込みにより、陪審員が外部意見情報を取得し、評議と評決の基礎となりうる危険性が存在する。暴露を伴うインターネット不正使用に対しては、1981年法廷侮辱法第8条という制定法が適用され、暴露を伴わない調査の場合には、裁判官の命令に対する違反というコモロー法廷侮辱が適用された。インターネットの不正使用という一つのカテゴリーにおいて法とその手続に二重の基準が存在することになり、より明確な犯罪制定法化によるその統一化が課題として浮かびあがってきた。

ii 陪審員インターネット不正使用に対する厳罰化の実行

一方、量刑に関しては、全被告人に、拘禁刑が選択された。Sewart については、2歳の幼児を抱えていたことで執行猶予となったが、Sewart 以外の被告人には、実刑判決が下された。Frail 事件以前の評議の秘密暴露事件に対しては、罰金刑で対処されていたが、Frail 事件以降、暴露を含めた陪審員インターネット不正使用に対しては、原則拘禁実刑判決で臨む英国裁判所の厳罰姿勢が確立された。

2011年のFrail事件以前の直近評議の秘密暴露事件である2009年Seckerson & Times事件では、それぞれ500ポンドと15000ポンドの罰金刑の判決が下された。この事件は、もと陪審委員長Seckersonが、Times紙上で評議の秘密を暴露したものである。その暴露の広がりや、2011年のFrail事件が、個人間の暴露であったことから、また社会に与えた影響の大きさからいってもSeckerson事件が、Frail事件よりはるかに大きかった。しかし裁判所は、新聞という公共手段による広範囲の暴露よりもインターネットという個人間の秘密裏の暴露に、より厳罰を持って臨んだ。裁判所が、インターネット不正使

用に対して抱いた危機感の大きさが推し量られる。情報伝達場面での、インターネットによる検索交信には、人から人への対面による秘密の暴露に比べ、それに要する時間とコストの極限の不要性と、行為者の匿名性は、いままきにおこなわれようとする違反行為に、直面されるべき禁止規範の抑止力を減少せしめる作用が顕著であることが、裁判所にとって脅威に感じられたのであろうか。この脅威は、原則拘禁実刑への確立に拍車を掛けた。

4 2013 年英国法律委員会による提言

2013 年 12 月、以上の事件の経過をも踏まえた英国法律委員会によって陪審員インターネット不正使用問題が調査され、対応策が提言された。公正な裁判維持のための犯罪制定法化についての提言内容とその提言理由を整理する。

整理された経過の中から、インターネット社会が、英国陪審評議の秘密原理に与えた衝撃の大きさを探る。

i 提言事項

イ 提言①

裁判中の事件に関連してその外部情報を故意に調査した陪審員の犯罪について新たに制定法化がなされるべきである⁽¹⁸⁾。

ロ 提言②

新たな犯罪は、正式起訴に基づく通常刑事手続による⁽¹⁹⁾。

ハ 提言③

新たな犯罪に対しては、2 年以下の拘禁刑、および（あるいは）、無制限の罰金刑を科す⁽²⁰⁾。

ニ 提言④

陪審員が、司法に対する不正行為の発見のために、評議の秘密暴露がまこと必要であると信じる場合には、1981 年法廷侮辱法第 8 条の例外として、陪審員は、法廷スタッフ、警察官、にそれを暴露することが、特別に許容される

旨の規定を、設ける⁽²¹⁾。

ホ 提言⑤

1981年法廷侮辱法第8条について、陪審評議に対するアカデミックリサーチを許容するための例外規定を設ける。その場合、権威的手続（The current authorisation procedure）に従う⁽²²⁾。

ヘ 提言⑥

裁判官に、次の自由裁量権を与える。即ち、裁判官は、陪審員に対して、陪審役務の一定の期間、電子機器を裁判所に差し出すことを命じることができ⁽²³⁾。

ii 提言理由

提言理由の中で、陪審員によるインターネット不正使用が、被告人の反対尋問権等を侵害する局面において英国陪審システムが欧州人権条約第5条及び第6条に抵触する可能性があること、さらにその不正使用をコモンロー法廷侮辱とその手続きに委ねておくことは、法内容の明確性とそれに対する裁判執行の局面において同上第5条、第6条に対する不適合の懸念があることが指摘されている。そして、その懸念を一掃するためには、制定法化により犯罪要件の明確化を図り、その手続きを正式起訴に基づく通常刑事手続に委ねることとするとともに、法の威嚇力による犯罪沈静化を実現することが必要であると述べる。以下にその詳細について検討する。

イ 法廷で審理された証拠を超えて、陪審員が情報を探索する行為は、被告人の公正な裁判を受ける権利に対する明らかな侵害である。ヨーロッパ人権条約第6条は、独立した公正な裁判所を要求している。それは偏見のない、公平らしさを備えた裁判を求めている。もし陪審員が、裁判の当事者の一方に偏見を抱かせる資料を獲得するならば、ヨーロッパ人権条約の要求は、侵害されたことになる。さらに第6条は、証人に対する交互尋問権を保障している。裁判官と当事者が知らないうちに、陪審員が法廷で提示された証拠以外の資料を獲得することは、同条約第6条に違反することになる⁽²⁴⁾。

ロ 現行コモンロー法廷侮辱においては、陪審員にとって、法廷侮辱の定義と刑罰の内容が明確ではない。陪審員が素人であるという観点からすればそのように評価される可能性は否定できない。陪審員が、法廷侮辱とは何なのか、そしてどのような行為が禁止されているのかについて理解されるためには、制定法化が必要である。事件は、正式起訴に基づく通常刑事手続で裁判されなければならない。現在のコモンロー上の法廷侮辱に対して、英国合議法廷は、民事手続を使用しているが、このことにおいても、欧州人権条約第 5 条、第 6 条に対する適合性に懸念が生じる⁽²⁵⁾。

ハ 陪審員が担当している事件について調査することは、公正な裁判に対して影響を及ぼすという原理上の問題点がある一方、裁判上の実際においても問題がある。陪審員が、禁止されている調査をおこなった場合、その陪審員が解任され、陪審が解散される。このことは、その後新しい陪審が構成され、再び審理されることを意味する。この裁判手続の遅れは、裁判の結果を待つ被告人と告訴人（被害者など）にとって明らかに重大な侵害である。特に勾留中の被告人にとっては損失が大きい。またこの遅延は、結果的に証拠に対する侵食を意味する。なぜならば証人の記憶は時とともに薄れていくからである。さらに経済的な負担についても考える必要がある⁽²⁶⁾。

iii 提言に伴う論争点

英国法律委員会の提言の成立過程ではいくつかの論点が議論された。(イ) 制定法化による犯罪防止効果、(ロ) 犯罪規律の重複、(ハ) 同僚陪審員による不正行為の告発、の問題点である。

イ 制定法化の効果

陪審員が、担当事件に関して外部に情報を求める背景にはさまざまな要素があるが、人間生活へのインターネットの浸透が大きな原因であることに間違いはない。インターネット出現前では、外部情報を求める人は犯罪現地に足を運ぶというかなり積極的な行動を起こさなければならなかった。又その行動はそれを発見されるという危険性があった。しかし今や人は、そのよう

な労力を費やし危険をおかすことなく、自宅やその他の場所で、自分のパソコン、スマートフォンなどの電子機器で容易に情報を獲得することができる。この発見されにくい行為に対して、他の方策を模索することなく、即断的に、制定法による犯罪化とそれに対する厳罰化にその対策の重点を置くことは真に効果的であるのかについての疑問が提出された。その点についての、法律委員会の最終見解はつぎの通りである。

「オーストラリアはすでにクイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、とビクトリア州で、陪審員調査犯罪を制定法化している。しかし、ニューサウスウェールズ州では、2004年の立法以来その法の下での起訴はなされていない。クイーンズランド州も同様に起訴はなされていない。ビクトリア州では、わずか一件の起訴がなされただけである。新犯罪に対するリサーチはいくつか存在するが、その立法効果についての結論的な論述は見受けられない。陪審員不正行為について、新犯罪制定法導入以前と以後の比較が望まれるが、これは困難なことであり、従って制定法化による犯罪防止効果の存否について決定を下すことも困難を極めることになる。あるいは、外部資料を求める誘惑に駆られた陪審員が、このような行為は犯罪になることを知っていることからその行為を思いとどまっており、そのことにより制定法化の後には、そのような行為をおこなうものが極めて少数になったとも考えられないこともない⁽²⁷⁾。

いずれにしても、ある行為を犯罪化すればすべてのその種犯罪を防止できると考えることは誤りである。また他の国の事情を用いて、本国のことを論じることは、不適切である⁽²⁸⁾。」

ロ 犯罪の重複

コモンロー犯罪として対応されてきた犯罪が制定法化されたとき、従前のコモンローによる規律は、消滅するのであろうか。もし消滅しないのであればその理由は何処にあるのであろうか。二重の規律が存続する場合に、その適用に優先順位は存在するのか。それらの点に関する法律委員会の見解は次

の通りである。

「新しい制定法犯罪の導入は、既存のコモンロー法廷侮辱管轄に不必要な重複をもたらすという疑念が存在する。新犯罪は、既存のコモンロー法廷侮辱法によってカバーされる範囲を超えるものではない。このことはこの領域において法が重複していることを意味する。しかしまず、明確性と一貫性の利益と刑事手続上の被告人の利益は、この重複を正当化する。さらに新法の導入をすることによって伝統的なコモンロー上の法廷侮辱法を廃止することは、困難というよりはむしろ不可能といわなければならない。これは、コモンロー上の管轄領域が制定法化された法のそれよりもはるかに広く、コモンロー上の適用は、刑事だけでなく民事あるいは家族法などの他の手続にまで及ぶからである⁽²⁹⁾。」

「制定法犯罪は、既存のコモンロー法廷侮辱と並存することになるが、本提言は、陪審員不正行為が、コモンロー法廷侮辱で起訴されるのではなく、制定法犯罪で起訴されることを前提にしている。結果的に、新制定法犯罪のかわりに、コモンロー犯罪の手続に持ち込まれる合理的な理由のない限り、新犯罪によって起訴されることが好ましいと考える。合理的な理由がなくコモンロー犯罪手続に持ち込まれた手続に対しては、法廷手続の乱用として被告人からの異議を受けることになる⁽³⁰⁾。」

ハ 同僚陪審員による不正行為の告発

制定法化された犯罪の捜査の端緒は、不正を犯した陪審員に対する同僚陪審員からの告発が大きな部分を占めることは予測できた。まずそのような告発の可能性に問題があるとともに、告発に評議の秘密の暴露を伴う場合、現行（当時）の 1981 年法廷侮辱法第 8 条の暴露犯罪規定が当然の障害になる。同僚陪審員による告発が期待できるかどうか、さらに告発に際しての詳細な評議の秘密暴露について、法律委員会の中で議論された。ここでは、その議論により採択された見解を掲げる。

a 制定法による検挙率を高めるための方法についての英国法律委員

会の具体的提案

「もしこの種行為が刑事犯罪化されたときには、陪審員は、他の陪審員の犯した不正行為をすすんでは報告しないのではないかと、という疑念が存在する。なぜならば、その結果行為者陪審員が受ける刑罰を同僚陪審員が、よしとしないからである。ただ現時点においてもその事情は変わらないようである。もし彼らが同僚の陪審員が不正行為をしていることに気づいても、どのようにしたらいいかわからないという。2010年司法省リサーチによっても、約半数のものは、わからないと答えている。さらに、もし法廷で証拠として提出されなかった情報が評議室に入り込んできても、14%のものは、それを報告するなど不愉快なことであるので、何もしないと答えている、という調査結果もある⁽³¹⁾。」

「対策としては、そのようなときに、同僚陪審員に報告しやすくするために、具体的な手当てをすべきである。まず、それに気づいて裁判官にリークしようとする陪審員が、誰にも気づかれずにできるようなメカニズムを工夫する必要がある。メモ投函箱、裁判官への直接の電話やメール設備の設置など具体的な方法が考えられる⁽³²⁾。」

b 評議の秘密暴露に関する例外規定を設ける提言

「陪審員による不正行為がおこなわれたとの疑いが生じたときに、同僚陪審員の告発を受けた警察官は、通常の方法で、すなわち供述証拠獲得のための観点から告発陪審員や他の同僚陪審員に対してのインタビューを含めた方法で証拠を収集する。供述を獲得しようとする警察官、あるいは、これら事情下において供述をする陪審員に現行法（1981年法廷侮辱罪第8条）下の法廷侮辱罪を適用させてはならない。したがって同法の評議の秘密暴露規定の例外を設けなければならないことを提言する⁽³³⁾。」

5 2015年刑事司法および裁判所法（Criminal Justice and Courts Act 2015）の成立内容⁽³⁴⁾

陪審員の不正行為に関する英国法律委員会の提言は、2015 年刑事司法および裁判所法によってほぼその内容が実現された。唯一 1981 年法廷侮辱法の例外規定としてのアカデミックリサーチの制定法化が見送られた。上記 2015 年刑事法は、その 71 - 74 条で 4 つの犯罪類型を創設したが、いずれについても最高 2 年の拘禁刑の言い渡しを可能とした。又拘禁刑と併せて、あるいは別に、罰金刑が科せられることとなった。特に上限の金額は定められていない。本稿と関連する範囲での新法の内容はつぎの通りである。

i 69 条 (陪審員と電子交信機器)

裁判官は、陪審員に対して、陪審員の役務の間の一定の期間、電子交信機器を差し出すことを命じることのできる自由裁量権を有する。陪審員がこれに反するときは、コモンロー法廷侮辱で処理する。さらに裁判官の命令のある場合には、法廷警備員は、陪審員を査察して機器を確保することができる。

ii 71 条 (陪審員による調査)

陪審員が担当事件について調査することは犯罪を構成する。この犯罪は、インターネットを手段とすることに限ったことではなく、情報取得を第三者に依頼したり、犯罪手段等について自ら実験したり、犯罪地を訪ねたりするなどその手段方法を問わない。但し問題点を明らかにするために裁判官に尋ねたり、同僚の陪審員同士で尋ねあったりすることはこれに該当しない。

イ 陪審員として宣誓したときから、解任または裁判終了にいたるまでの間におこなった当該事件に関する調査は犯罪に該当する。

- (a) 陪審員が第三者に質問をすること
- (b) インターネットを含む電子データベースを調査すること
- (c) 場所や目的物を査察したり検査したりすること
- (d) 実験をすること
- (e) 情報を探索するように他人に依頼すること

ロ 事件に関連する以下の人物・事柄についての情報を調査することは、犯罪に該当する。

- (a) 事件の関連者
- (b) 事件担当裁判官
- (c) 事件関連の法律家、証人、その他裁判関連のすべての人物
- (d) 事件に関連する法
- (e) 証拠法
- (f) 手続法

iii 72条 (陪審員間での調査の伝達)

陪審員が、調査で得られた情報ならびに法廷に提出されていない情報を他の同僚陪審員に意図的に公表することは犯罪である。

iv 73条 (その他禁止行為に対する違反)

本章に定められたその他禁止行為に違反したものは、2年以下の拘禁刑、および (あるいは)、罰金刑に処す。

v 74条 (陪審員評議の暴露)

評議過程において陪審員によってなされた議論、表明された意見、投票についての情報を暴露すること、またこのような情報を陪審員から獲得するもの、あるいは獲得のためにそそのかすことは犯罪である。この規定は、1981年法廷侮辱法第8条と同一のものであるので以後同法 (1981年法) は効力を失う。

しかしながら暴露が、司法の利益に供する場合について本規定に例外規定を設ける。評議の公正に影響する特別な問題について真摯な疑念を有する陪審員は、警察、控訴審刑事裁判所裁判官、控訴審記録官および法廷スタッフに対して一定の条件の下にそのことを暴露することができる。さらに例外規定として、評決に対する控訴審に関連する場合に暴露が認められる。

vi 77条 (コモンローの残存)

2015年刑事法は、コモンロー法廷侮辱に影響を与えない。同コモンローは残存する。

vii 2015年刑事法は、2015年4月13日に発効する。

6 まとめと考察

英国陪審において、陪審員のインターネット不正使用は、陪審員の重大な不正行為であり、拘禁実刑は避けがたい、との原則は確立された。英国では、陪審評議への調査が制限されている結果、陪審員によるインターネット不正使用の本当の広がり、および今後の不正行為の発覚の可能性は定かではない。

英国 2011 年から 2015 年までの経緯の中において、インターネット時代が、英国陪審の原理に与えた影響について考察する。

i 英国陪審評議の秘密に対する視座の転換

2015 年刑事司法及び裁判所法は、英国法律委員会の提言通り評議の秘密暴露に関する例外規定を設けた。それは、2015 年刑事司法および裁判所法に定める犯罪である「調査」「暴露」についての同僚陪審員からの告発およびそれに付随する評議に関する供述を法的に可能にするためである。その相手方を、警察官、裁判官、等一定のものに限って、評議の秘密暴露犯罪から除外した。評議中の陪審員の言動から直接的に同人のインターネット不正使用が明るみに出た場合はもちろんのこと、調査したと思われる陪審員が、そのこと自体を秘していてもその議論内容の展開から同陪審員が調査をしたのではないかという懸念が生じる。その疑念が確かな程度にまで推認できる場合に、そのことを同僚陪審員が裁判官等に告発するためには、特に評議室内でのその陪審員の評議中の議論や投票の経緯の詳細を暴露する必要がある。しかし 2015 年刑事司法および裁判所法成立以前は、1981 年法廷侮辱法第 8 条が陪審員に裁判中および終生にわたる守秘義務を課してきたのであった。

今回の英国法律委員会の評議の秘密一部解除に関する提言経過説明の中に、解除に対する反対意見と賛成意見が掲載されている。この両者の表現から、評議の秘密に対する英国陪審の視座転換を読み取ることができる。

イ 反対意見（絶対的陪審秘密の視座）

解除は、陪審員の役割についての信頼を掘り崩すことになる。なぜならば、

陪審秘密の安全装置が弱められ、不必要で望ましくない暴露が起こるのではないかという不安現象を陪審員室に引き起こすことになる。そして特に議論されるべきことは、裁判所が、告発された陪審員を取り調べて当該行為を罰しようとする時、その目的のために、その陪審員以外の同僚陪審員が、陪審員本来の役割を離れて、あたかも裁判所の代理機関のように、告発された陪審員有罪の方向へ振舞おうとするのではないかという懸念が生じる。この解除は、陪審員室に不安と対立を引き起こす結果になる⁽³⁵⁾。

ロ 賛成意見（陪審秘密一部解除の視座）

陪審秘密を守るためには司法に対する不正行為もその対価として必要である、という意見を認めるわけにはいかない。公正な裁判実現のためには、司法における不正行為を暴露しなければならない⁽³⁶⁾。

ハ 視座の転換

陪審評議の秘密の絶対的原理の維持から、同絶対的原理も公正な裁判実現のためには場合によっては背後に退かざるを得ないという視座の転換がなされた。

二 意義

2015年刑事司法および裁判所法による英国陪審評議の秘密の絶対原理の一部解除がおこなわれた。それはもちろん同法が定めた不正行為に関しての一部解除にしか過ぎない。しかし2015年刑事司法および裁判所法が定めた例外規定の基底に横たわる公正な裁判優位の思想は、今後、英国陪審における評議の秘密と公正な裁判の議論の方向性に根本的な影響を与えるものと思われる。また英国の評議の秘密の原理についての視座の転換は、コモンウェルス諸国の議論に少なからず影響を与えることが予測される

1981年法廷侮辱法第8条が根本基底とした評議の秘密絶対原理は、陪審員室内での評議の秘密は、陪審員の自由で闊達な議論の保障のための絶対条件であると考えられていた。それは、陪審員が、外部社会から批判を受けることなく、外部の評価を意識せずに自らの意思にもとづいて意見を表明し、投

票ができるためである。今回の改正論議において、改正反対論者は、他の同僚陪審員の不正行為を同僚陪審員が暴けるとすれば、陪審評議は、その具体的な顛末の暴露可能性を常にはらんだ評議になるとの懸念を抱いた。自由な評議に与える冷却現象を恐れた伝統的論理の一つである。しかし今回の改正は、この点の危険を認識した上で、インターネットによる外部情報調査および外部暴露に反応する外部からの第三者意見の影響を阻止しなければ、各事件の公正な裁判の理念が保たれなくなり、陪審システムそれ自体が存亡の危機に立たされると判断した。この要請は、陪審評議の秘密の原理は、陪審システムの維持にとって依拠すべき根本的な原理であるとしても、具体的な個々の裁判の公正を保てなければ、陪審制度維持の方策自体を論じることはできないということを英国陪審に覚醒させ、同陪審をして、個々の裁判の公正を確保するためには、陪審評議の秘密一部解除が図られなければならないという視座の転換をもたらした。インターネット時代の到来と拡大は、英国陪審原理の歴史を大きく塗り替えるに至った。

ii 英国陪審における今後の展望（アカデミックリサーチに関連して）

今回の法改正は、ほぼ英国法律委員会の提言通りの内容になった。今回見送られた唯一の提言は、アカデミックリサーチの採用である。これは評議の実態を、陪審員からヒアリングすることによって、評議中の陪審員の議論過程を考察し、陪審システムの実態解明と今後の改良の方策を探るためのものである。アカデミックリサーチには多くの形態が考えられるが、今回の英国法律委員会が導入を提言したのは、中でも裁判所を含む政府の許可に基づく（いわば権威的）アカデミックリサーチと考えられる。したがって、すべてのアカデミアが、自由におこなえるアカデミックリサーチとは大きく相違する。しかし陪審員によるインターネット不正行為の実態を解明し対策を決定していくためには、何らかのアカデミックリサーチが不可欠であると英国法律委員会が判断するに至った事実のもつ意義は大きい。1981年法廷侮辱法第8条が定めた絶対的陪審秘密の原理に対する一部解除に向けての提言であ

る。陪審評議の実態と公正な裁判保護のためにはアカデミックリサーチに基づく議論が不可欠であるという思考は、英国陪審評議の秘密解除への第一歩を踏み出した英国陪審にとって更なる段階への提言と評価することができる。

1981年法廷侮辱法第8条の絶対的評議の秘密保持の思想は、アカデミックリサーチの実施を實際上封じてきた。そのことについての弊害については、既に1991年ニュージーランド法律委員会が自国制度を検討する中で以下のように指摘していた。「アカデミックリサーチができること、むしろそれができないことは、直接に陪審評議の秘密に関連する。経験的な資料の欠如は、陪審の働きの多くを知らないことを意味する。専門的証人の証言や裁判官の説示に対する陪審員の理解能力についても確かなことはわかっていない。アカデミックリサーチは、これらの観点について貴重な情報を提供する。ニュージーランドにおいては、陪審秘密はコモンローで律せられており、リサーチも比較的容易になされるので、そのことにより司法当局も陪審制度に関する視野を拡大することができた。この分野においては、いかなる評議の秘密に関する制定法も、信頼できるアカデミックリサーチを禁止すべきではない。英国では、1981年法廷侮辱法第8条という制定法があって経験的リサーチを実施できないため、陪審機能についての議論の多くをまったくの推測による状況にしているといわれ続けてきた。そのため英国陪審制は、多くの苦悩に直面したままである。もし評議の秘密違反につき、ニュージーランドが、制定法化の道を歩む場合には、陪審秘密の原理に原則的に依拠しながらも、一定の条件の下に開示できる場合を例外として明確に列挙し、さらにアカデミックリサーチを許可する内容にすべきである。いかなる制定法化もアカデミックリサーチを禁止から除外すべきである。」

＜揺れる刑事陪審、英国事情から米国事情へ＞

以上本稿では、英国事情について検討してきた。インターネット時代にお

ける陪審員によるインターネット不正使用の防止策として、刑事制定法による厳罰化の道を選択した英国陪審に対して、米国陪審はどのような道を選択しつつあるのであろうか。多くのアカデミックリサーチに基づく経験知は、米国陪審に英国事情とは異なる道を歩ませているのであろうか。アカデミックリサーチから得られた陪審員の評議過程と陪審員の思考経路の分析に基づく幾重にも及ぶ裁判官説示の改良を通して、裁判官と陪審員をより密接な関係へと改良することによって陪審員の自覚と納得に基づく防止に努める方策を模索していくのであろうか。もし米国陪審が制定法化をたどらないとすれば、同僚陪審員の告発の推進と告発に必要な裁判中の評議の秘密の一部解除を何によってなそうとしているのであろうか。(未完)

(注)

- (1) <http://www.bbc.com/news/uk-11796648> (accessed 25.11.16)
- (2) Thaddeus Hoffmeister, *Preventing Juror Misconduct in a Digital World*, Chicago-Kent Law Review, Volume 90, Article 9, 2015, at 981.
- (3) BBC. *supra* note 01
- (4) Amanda McGee, *Juror Misconduct in The twenty-First Century: The Prevalence of The Internet and Its Effect on American Courtrooms*, Loyola of Los Angeles Entertainment Law Review, 301,2010. at 303.
- (5) Thaddeus Hoffmeister, *supra* note 02, at 1000
- (6) Cheryl Thomas, *Are juries fair?*, Ministry of Justice Research Series 1/10 February 2010.
- (7) *Id.* at vii .
- (8) *Ibid.*
- (9) *Id.* at 6.
- (10) *Id.* at 44.
- (11) *Id.* at 51.
- (12) *Id.* (acknowledgements)
- (13) Giles Bayliss, *Current challenges to the jury system*, Philip Allan Publishers, volume 9, Number 1, September 2013.at 1.

- (14) <http://global.oup.com/uk/orc/law/els/wilson-directions2e/01student/updates/010812/c>
(accessed 25.11.16)
- (15) Ibid.
- (16) *Dallas v. the United Kingdom* (application no. 38395/12), Press Release issued by the Registrar of the Court, ECHR 059 (2016) 11.02.2016.
- (17) Jurors jailed for contempt of court over internet use-BBCNews,<http://www.bbc.com/news/uk-23495785> (accessed 25.11.16)
- (18) Law Commission, *Contempt of Court(1):Juror Misconduct and Internet Publications*,9 December 2013,
<http://lawcommission.justice.gov.uk/areas/contempt.htm.at80> (accessed 25.11.16)
- (19) Ibid.
- (20) Id. at 81.
- (21) Id. at 95.
- (22) Id. at 104.
- (23) Id. at 121.
- (24) Id. at 68.
- (25) Id. at 67.
- (26) Id. at 71.
- (27) Id. at 77.
- (28) Ibid.
- (29) Id. at 78.
- (30) Ibid.
- (31) Id. at 121.
- (32) Id. at 122.
- (33) Id. at 95.
- (34) Criminal Justice and Courts act 2015 chapter 2 part3 S. 69-79.
- (35) Law Commission, op. cit. at 93.
- (36) Ibid.